

受動喫煙防止のため、ご配慮をお願いします！

～望まない受動喫煙防止のため、健康増進法が改正されました～

健康増進法の一部を改正する法律が公布され令和2年4月1日より望まない受動喫煙を防止するため、多くの人が利用する全ての施設は「原則屋内禁煙」となります。

(※公共施設、学校などは、原則敷地内禁煙。)

また、全ての方に「喫煙する際の周囲への状況への配慮義務」が設けられました。

このため、屋外イベント（夏まつり、運動会、ウォーキング大会等）などで喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮が必要となります。

- (例)
- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮してください。
(建物の玄関付近で喫煙しないようにする等)
 - ・子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙しないよう配慮してください。

「望まない受動喫煙」は、なぜなくさなければならないの？

他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙にも、ニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも健康被害を及ぼします。そのため、たばこを吸わない人を受動喫煙から守る必要があります。

受動喫煙によって脳卒中などの病気にかかりやすくなります！

大人

脳卒中 1.3倍

臭気・鼻への刺激感

肺がん 1.3倍

虚血性心疾患 1.2倍

妊娠・出産

乳幼児突然死症候群(SIDS)

4.7倍

子ども

喘息の既往

受動喫煙を受けたことで
脳卒中や肺がん等の疾患になり、
お亡くなりになる方が多くいます

数字

受動喫煙を
受けている者が
受けていない者に
比べ、病気になる
リスクが倍増か

受動喫煙による
年間死亡数(推計値)

15,030人

(岐阜県のリーフレットによる数値)

※受動喫煙防止対策に関する詳しい情報は、以下のWEBページをご確認ください。

岐阜県受動喫煙防止対策について

検索

